

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第24号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行予定の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 新田 義和

1 広島県議会議員一般選挙

- (1) 場 所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所 2階 第三会議室
- (2) 日 時 平成15年4月10日 午後5時10分

2 広島市議会議員一般選挙

- (1) 場 所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所 2階 第三会議室
- (2) 日 時 平成15年4月10日 午後5時20分

~~~~~  
広島市安佐北区選挙管理委員会告示第25号

平成15年4月13日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 新田 義和

- 1 抹消者数 40人
- 2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり
- 別冊 略

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第14号

平成15年4月3日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小野 裕伸

- 1 抹消者数 106人
- 2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり
- 別冊 略

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第15号

平成15年4月3日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 小野 裕伸

- 1 抹消者数 2人
- 2 抹消する者の氏名等 別冊のとおり
- 別冊 略

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第16号

平成15年4月3日

平成15年4月13日執行予定の広島県議会議員一般選挙並びに広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年広島県条例第25号）第1条並びに広島市議会議員及び広島市長選挙におけるポスター掲示場設置に関する条例（昭和57年広島市条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小野 裕伸

別紙 略

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第17号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員及び広島市議会議員一般選挙における投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 小野 裕伸

別紙 略

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第18号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員及び広島市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 小野 裕伸

別紙 略

~~~~~  
広島市安芸区選挙管理委員会告示第19号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 小野 裕 伸

1 広島県議会議員一般選挙

(1) 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 5階 講堂

(2) 日 時 平成15年4月4日 午後5時10分

ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定  
による届出があった場合は、次のとおり改めてく  
じを行う。

① 場 所 上記に同じ。

② 日 時 平成15年4月10日  
午後5時50分

2 広島市議会議員一般選挙

(1) 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 5階 講堂

(2) 日 時 平成15年4月4日 午後5時40分

ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定  
による届出があった場合は、次のとおり改めてく  
じを行う。

① 場 所 上記に同じ。

② 日 時 平成15年4月10日  
午後6時00分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第20号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員及び広島市議会議員一般選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 小野 裕 伸

1 場 所 広島市安芸区船越五丁目22番23号  
広島市船越公民館 ホール

2 日 時 平成15年4月13日 午後9時20分開始

広島市安芸区選挙管理委員会告示第21号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員及び広島市議会議員一般選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 小野 裕 伸

|             |     |                    |
|-------------|-----|--------------------|
| 開票<br>管理者   | 住 所 | 広島市安芸区矢野西五丁目2番8号   |
|             | 氏 名 | 小野 裕 伸             |
| 同上職務<br>代理者 | 住 所 | 広島市佐伯区八幡東二丁目28番27号 |
|             | 氏 名 | 田 中 龍 次            |

広島市安芸区選挙管理委員会告示第22号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に關し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 小野 裕 伸

1 広島県議会議員一般選挙

(1) 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 5階 講堂

(2) 日 時 平成15年4月10日 午後5時10分

2 広島市議会議員一般選挙

(1) 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 5階 講堂

(2) 日 時 平成15年4月10日 午後5時20分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第23号

平成15年4月13日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 小野 裕 伸

- 1 抹消者数 24人  
2 抹消した者の氏名等 別冊のとおり  
別冊 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第17号

平成15年4月3日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 原 伸 太 郎

- 1 抹消者数 150人  
2 抹消する者の氏名等 別冊のとおり  
別冊 略

## 広島市佐伯区選挙管理委員会告示第18号

平成15年4月3日

平成15年4月13日執行予定の広島県議会議員一般選挙並びに広島市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年広島県条例第25号)第1条並びに広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年広島市条例第60号)第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 原伸太郎

別紙 略

## 広島市佐伯区選挙管理委員会告示第19号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票所は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 原伸太郎

別紙 略

## 広島市佐伯区選挙管理委員会告示第20号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、次のとおり繰り上げます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 原伸太郎

| 投票区     | 投票所施設名 | 投票所を開く時刻 | 投票所を閉じる時刻 |
|---------|--------|----------|-----------|
| 第二十一投票区 | 白川集会所  | 午前7時     | 午後6時      |

## 広島市佐伯区選挙管理委員会告示第21号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における、投票管理者及びその職務を代理すべき者を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び同法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 原伸太郎

別紙 略

## 広島市佐伯区選挙管理委員会告示第22号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 原伸太郎

## 1 広島県議会議員一般選挙

(1) 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所三階 応接会議室

(2) 日時 平成15年4月4日 午後5時10分

ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

## ① 場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所三階 応接会議室

## ② 日時

平成15年4月10日 午後5時50分

## 2 広島市議会議員一般選挙

(1) 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所三階 応接会議室

(2) 日時 平成15年4月4日 午後5時40分

ただし、公職選挙法第86条の4第5項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

## ① 場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所三階 応接会議室

## ② 日時

平成15年4月10日 午後6時00分

## 広島市佐伯区選挙管理委員会告示第23号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における、開票の場所及び日時を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 原伸太郎

1 開票の場所 広島市佐伯区海老園三丁目18番1号

広島市立五日市南小学校 体育館

2 開票の日時 平成15年4月13日 午後9時20分開始

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第24号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における、開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 原 伸 太 郎

|               |     |                      |
|---------------|-----|----------------------|
| 開票<br>管理者     | 住 所 | 広島市佐伯区五日市中央七丁目23番17号 |
|               | 氏 名 | 原 伸 太 郎              |
| 同上職務<br>代 理 者 | 住 所 | 広島市中区舟入町11番14-1002号  |
|               | 氏 名 | 太 田 建 一 郎            |

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第25号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき、のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 原 伸 太 郎

1 広島県議会議員一般選挙

- (1) 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所三階 応接会議室
- (2) 日 時 平成15年4月10日 午後5時10分

2 広島市議会議員一般選挙

- (1) 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所三階 応接会議室
- (2) 日 時 平成15年4月10日 午後5時20分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第26号

平成15年4月13日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 原 伸 太 郎

- 1 抹消者数 50人
  - 2 抹消する者の氏名等 別冊のとおり
- 別冊 略

区選管委員長告示

広島市中区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 馬 場 則 行

不在者投票の投票記載場所

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 3階 第6会議室

広島市中区舟入幸町14番11号

広島原爆養護ホーム舟入むつみ園

（4月7日午前10時から午前11時までの間において、）  
区選挙管理委員長が出向して当該事務を取り扱う。

広島市東区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 打 田 等

不在者投票の投票記載場所

広島市東区蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 2階 第1会議室

広島市東区温品五丁目1番18号

広島市東区役所温品出張所（温品、上温品、馬木、福田の区域）

広島市東区牛田新町一丁目18番2号

広島原爆養護ホーム神田山やすらぎ園（ただし、4月8日午後2時から4時までの間において、区選挙管理委員会委員長が、出向して当該事務を取り扱うものとする。）

広島市南区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 三 戸 と し 子

不在者投票の投票記載場所

広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区役所 2階 大会議室

~~~~~  
広島市西区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会

委員長 臼田 耕造

不在者投票の投票記載場所

広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所 2階 第一会議室

~~~~~  
広島市安佐南区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の事務取扱場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会

委員長 河原 和郎

| 不在者投票の事務を取扱う区域    | 不在者投票の事務取扱場所                             |
|-------------------|------------------------------------------|
| 広島市安佐南区の区域        | 広島市安佐南区古市一丁目33番14号<br>広島市安佐南区役所 2階 第一会議室 |
| 広島市安佐南区佐東出張所の所管区域 | 広島市安佐南区緑井六丁目29番28号<br>広島市安佐南区役所 佐東出張所    |
| 広島市安佐南区祇園出張所の所管区域 | 広島市安佐南区祇園二丁目48番7号<br>広島市安佐南区役所 祇園出張所     |
| 広島市安佐南区沼田出張所の所管区域 | 広島市安佐南区沼田町大字伴6301番地1<br>広島市安佐南区役所 沼田出張所  |

~~~~~  
広島市安佐北区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 新田 義和

不在者投票の投票記載場所

不在者投票の投票記載を取扱う区域

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐北区の区域

広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所 1階 第一会議室

広島市安佐北区白木出張所の管轄区域

広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
広島市安佐北区役所白木出張所

広島市安佐北区高陽出張所の管轄区域

広島市安佐北区深川五丁目13番7号
広島市安佐北区役所高陽出張所

広島市安佐北区安佐出張所の管轄区域

広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1
広島市安佐北区役所安佐出張所

広島原爆養護ホーム「倉掛のぞみ園」の入園者

広島市安佐北区倉掛三丁目50番1号
広島原爆養護ホーム「倉掛のぞみ園」
(但し、4月8日14時00分から16時30分までの間において、区選挙管理委員会委員長が出向して当該事務を取り扱う。)~~~~~
広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員及び広島市議会議員一般選挙における不在者投票の事務取扱場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会

委員長 小野 裕伸

不在者投票の事務取扱場所

不在者投票の事務を取扱う区域	不在者投票の事務取扱場所
広島市安芸区の区域	広島市安芸区船越南三丁目4番36号 広島市安芸区役所 3階 第3会議室
広島市安芸区中野出張所の管轄区域	広島市安芸区中野三丁目20番9号 広島市安芸区役所中野出張所
広島市安芸区阿戸出張所の管轄区域	広島市安芸区阿戸町6257番地の2 広島市安芸区役所阿戸出張所
広島市安芸区矢野出張所の管轄区域	広島市安芸区矢野東五丁目7番18号 広島市安芸区役所矢野出張所

~~~~~  
広島市佐伯区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島県議会議員一般選挙及び広島

市議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 原 伸 太 郎

不在者投票の投票記載場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所六階 604会議室

### 広島市議選区選挙長告示

広島市議選区選挙長告示第1号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島市議会議員一般選挙中区選挙区の選挙長の事務取扱の場所を、次のとおり定めます。

広島市議会議員選挙中区選挙区選挙長 馬 場 則 行

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区選挙管理委員会事務局

ただし、4月4日の午前10時までに限り、立候補の受付は、次の場所において行います。

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 3階 第2・第3会議室

広島市議選区選挙長告示第2号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島市議会議員一般選挙中区選挙区において、候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市議会議員選挙中区選挙区選挙長 馬 場 則 行

1 場 所

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所 2階 第1会議室

2 日 時

平成15年4月10日 午後5時40分

広島市議選区選挙長告示第3号

平成15年4月4日

平成15年4月13日執行の広島市議会議員一般選挙につき、中区選挙区における候補者として、次のとおり届出がありました。

広島市議会議員選挙中区選挙区選挙長 馬 場 則 行

| 届出<br>番号 | (ふりがな)<br>候補者氏名    | 性<br>別 | 本籍   | 住<br>所                | 生年月日                | 党 派   | 職 業                   | 届出年月日             | 届出<br>の別 |
|----------|--------------------|--------|------|-----------------------|---------------------|-------|-----------------------|-------------------|----------|
| 1        | うえむら よしてる<br>上村 好輝 | 男      | 広島県  | 広島市中区舟入中町6番8-1001号    | 昭和35年<br>4月<br>16日  | 社会民主党 | 政党役員                  | 平成15年<br>4月<br>4日 | 本人       |
| 2        | あさお ただまさ<br>あさお 幸正 | 男      | 広島県  | 広島市中区江波本町15番8号        | 昭和14年<br>3月<br>31日  | 自由民主党 | 広島市議会<br>議員           | 平成15年<br>4月<br>4日 | 本人       |
| 3        | きやま とくかず<br>木山 徳和  | 男      | 広島県  | 広島市中区河原町1番25-102号     | 昭和26年<br>10月<br>30日 | 自由民主党 | 広島市議会<br>議員           | 平成15年<br>4月<br>4日 | 本人       |
| 4        | みやもと けんじ<br>宮本 健司  | 男      | 広島県  | 広島市中区千田町三丁目1番16号      | 昭和15年<br>11月<br>4日  | 自由民主党 | 広島市議会<br>議員           | 平成15年<br>4月<br>4日 | 本人       |
| 5        | ほしや てつまさ<br>ほしや 鉄正 | 男      | 広島県  | 広島市中区国泰寺町二丁目5番30-404号 | 昭和28年<br>2月<br>25日  | 公明党   | 無 職                   | 平成15年<br>4月<br>4日 | 本人       |
| 6        | みながわ けいし<br>皆川 けいし | 男      | 鹿児島県 | 広島市中区白島北町18番2-501号    | 昭和19年<br>5月<br>5日   | 日本共産党 | 広島市議会<br>議員           | 平成15年<br>4月<br>4日 | 本人       |
| 7        | ふくち よしゆき<br>ふくち 義行 | 男      | 広島県  | 広島市中区鶴見町14番11号        | 昭和23年<br>6月<br>9日   | 無所属   | 株式会社安全システム情報センター代表取締役 | 平成15年<br>4月<br>4日 | 本人       |
| 8        | ながた まさのり<br>永田 雅紀  | 男      | 広島県  | 広島市中区吉島東一丁目9番5号       | 昭和30年<br>8月<br>19日  | 自由民主党 | 広島市議会<br>議員           | 平成15年<br>4月<br>4日 | 本人       |
| 9        | まにわ きょうこ<br>まにわ 恭子 | 女      | 島根県  | 広島市中区大手町二丁目5番12-803号  | 昭和26年<br>10月<br>8日  | 無所属   | 専門看護師                 | 平成15年<br>4月<br>4日 | 本人       |
| 10       | かじもと ゆうじ<br>梶本 祐司  | 男      | 広島県  | 広島市中区河原町3番23-1004号    | 昭和39年<br>4月<br>1日   | 無所属   | 有限会社十夢取締役             | 平成15年<br>4月<br>4日 | 本人       |